

建退共制度の運用方法と 発注者による普及徹底の ための措置について

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

[http:// www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp /](http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/)

〒170-8055

東京都豊島区東池袋 1 - 2 4 - 1 (ニッセイ池袋ビル20階)

電 話 03(6731)2831 (ダイヤルイン) F A X 03(6731)2895

(支部)

〒700-0827

岡山県岡山市北区平和町 5 番 1 0 号 岡山建設会館 1 階

建設業退職金共済事業岡山県支部(建退共岡山県支部)

電 話 086(225)4133 F A X 086(225)5392

[建退共制度のあらまし]

建設業退職金共済制度(以下「建退共制度」という。)は、昭和39年10月に中小企業退職金共済法の改正によって、建設現場で働く労働者の福祉対策の一環として設けられました。この制度の特色は、建設現場労働者が事業主を転々とかえても建設業という一つの業種に就労する特殊な雇用形態を救済し、建設業の仕事に従事しなくなったとき、各事業主の雇用した期間を全部通算して退職金が支払われるといういわば**建設業界内の退職金制度**です。

本制度は、この法律によって設立された勤労者退職金共済機構が全責任をもって運営しておりますので、安全かつ確実です。

なお、**公共工事では、建退共制度の掛金相当額は工事費の中に含まれています。受注者は、建退共制度への加入、共済証紙の購入等について適切な対応を行うことが求められます。**

[建退共制度の運用方法について]

退職金の掛金は、事業主が労働者の持っている共済手帳に共済証紙を就労日数に応じて貼付し、消印することにより、また掛金助成手帳については、掛金助成欄の消印も併せてすることにより納付されます。この事業主が負担する掛金について全額免税措置が講ぜられております。

退職金の額は、貼付された共済証紙及び消印された掛金助成欄 2 1 日分で 1 ヶ月とし、その納付月数により 3 ページの表のように支給されます。

掛金となる共済証紙の購入額は、受注業者が建設現場ごとの建退共制度の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、必要な枚数を購入することとなります。

なお、的確な把握が困難である場合には、勤労者退職金共済機構が定めた「共済証紙購入の考え方について」（3 ページ）を参考にしてください。

[発注者による普及徹底のための措置について]

中央建設業審議会（国土交通大臣の諮問機関）は、昭和40年建設労働者の労働条件が工事施工面に重大な影響を及ぼすとの理由から、入札参加業者の選定に当たって「労働福祉の状況」を考慮するよう勧告しました。

また、平成6年度より新たに経営事項審査において「建退共制度への加入の有無」が客観的評価対象となったことにより、公共工事の発注者である国土交通省をはじめとする多くの官公庁、地方公共団体等においては、この制度の普及徹底を図るため、次のような措置を講じております。

(1) 掛金の積算

(イ) 国土交通省においては、直轄工事に依る工事費の中に掛金相当額を現場管理費の一部として積算しており、他の省庁、旧公団等、事業団においても、同様の積算措置が講じられております。

(ロ) 昭和41年度からは補助事業に係る工事費の中に掛金相当額を積算することとし、都道府県及び指定都市に対し通達されております。

なお、これを受けて各都道府県は、管内の市町村に対し同趣旨の通達をしております。

(2) 加入履行の促進措置

(イ) 公共工事の受注に必要な経営事項審査において、建退共制度への加入の有無を確認するため「経営事項審査用建設業退職金共済事業加入・履行証明書」（3 ページ様式）を提出（提示）させております。

また、建設業者からの指名願に際しても、「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」を提出させております。

なお、勤労者退職金共済機構では、「経営事項審査用建設業退職金共済事業加入・履行証明書」発行の際に共済手帳及び共済証紙の受払いの状況を明らかにした「共済手帳受払い簿」及び「共済証紙受払い簿」（写し）の添付を義務づけ履行状況の確認を行っております。

当該「共済証紙受払い簿」（写し）は、工事を発注した機関が必要に応じて閲覧することができますので、各都道府県支部にお問い合わせください。

(ロ) 工事契約締結の都度、証紙購入の際に発行される掛金収納書（4 ページ様式）を当該工事を受注した建設業者から契約締結後 1 ヶ月以内及び工事完成時まで提出させております。

(ハ) 工事発注の現場説明において、共済証紙購入及び共済手帳への共済証紙の貼付の必要性等を説明事項としております。

(ニ) 受注業者が工事を下請業者に施工させる場合は、共済証紙をまとめて購入して、下請業者に交付すること等を勧奨しております。

(ホ) 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求めることがあることとしております。

また、建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがあることとしております。

(ヘ) 工事発注の都度、受注業者に対し「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」（4 ページ見本）を掲示させることにしております。

貴職におかれましても、建退共制度の趣旨を御理解いただき、制度の普及徹底のため特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

証紙の購入については、対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握し、それに応じた額を購入することとなっております。

上記の的確な把握が困難な場合は、下表を参考にして下さい。
 なお、これによって算出された購入額は、総工事費に対する参考値であることに留意して下さい。

《共済証紙購入の考え方について》

下記は、総工事費に占める共済証紙代金の割合について、「労働者延べ就業予定数」の7割が建退共の被共済者であると仮定して算出したものです

したがって、これを実際に活用する際には、下記に、 $\left[\frac{\text{対象工事における労働者の加入率}(\%)}{70\%} \right]$ を乗じた値を参考としてください。

総工事費	工事種別	土 木					
		舗 装	橋 梁 等	隧 道	堰 堤	浚 渫・埋立	その他の土木
1,000 ～ 9,999千円		3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10,000 ～ 49,999千円		3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50,000 ～ 99,999千円		2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100,000 ～ 499,999千円		2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
500,000千円以上		1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

総工事費	工事種別	建 築 設 備			
		住 宅・同設備	非住宅・同設備	屋 外 の 電 気 等	機 械 器 具 設 置
1,000 ～ 9,999千円		4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000
10,000 ～ 49,999千円		2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000
50,000 ～ 99,999千円		2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000
100,000 ～ 499,999千円		2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000
500,000千円以上		2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000

(注) 総工事費とは、請負契約額（消費税相当額を含む。）と無償支給材料評価額の合計額をいう。

《退職金早見表》

掛金納付月数	掛 金 額	退職金額
1年（12月）	78,120円	23,436円
（18月）	117,180円	48,174円
（23月）	149,730円	76,167円
2年（24月）	156,240円	156,240円
5年（60月）	390,600円	410,781円
10年（120月）	781,200円	945,903円
15年（180月）	1,171,800円	1,572,816円
20年（240月）	1,562,400円	2,256,366円
25年（300月）	1,953,000円	3,029,754円

- (注) (1) この早見表は、最初から月額310円ではじめた人の場合で、証紙252日分を1年と換算して計算した退職金の額です。
 (2) 310円になる前から掛金を掛けている人の退職金は、それぞれの掛金日額に応じて別に計算されます。
 (3) 掛金納付月数が12月以上24月未満の場合、退職金の額は掛金納付額の3～5割程度の額となります。
 (4) 掛金納付月数が12月以上24月未満で死亡したときの退職金は、事業主が納めた掛金に相当する額となります。

《経営事項審査申請用建設業退職金共済事業加入・履行証明書（本部見本）》

経営事項審査申請用	
建設業退職金共済事業加入・履行証明願 <small>共済事業加入及び共済契約の履行状況を下記により証明願います。</small> 令和 年 月 日	
独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部長 殿	
住 所 申 請 者 名 称 (共済契約者) 代 表 者 電話番号	
①共済契約成立年月日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日 令和	⑧事務受託者番号
②共済契約者番号	⑨決算日及び決算期間 年 月 日～ 年 月 日
③直前決算日における被共済者数 人	⑩工 事 施 工 高 (土 木) (建築・その他)
④直前決算日における直近1か年間の 手 帳 更 新 数 冊	公共工事 千円 千円 民間工事 千円 千円
⑤直前決算日における直近1か年間の 証 紙 購 入 額 円	合計 千円
⑥直前決算日における直近1か年間の 元請から現物で交付を受けた証紙の金額 円	⑪その他
⑦直前決算日における直近1か年間の 下請へ現物で交付した証紙の金額 円	
建設業退職金共済事業加入・履行証明書 <small>上記のとおり相違ないことを証明します。</small>	
証 第 号 令和 年 月 日 独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部 本部長	

様式3111
(取扱店→契約者)

掛金収納書
(契約者が発注者へ)

統轄店番号

この収納書は、建設業者が契約者記入欄に発注者名、工事番号、及び工事名を記入し、発注者（官公庁等）に提出するものです。
なお、提出の必要のない場合は、斜線を引いて下さい。

共 済 契 約 者 番 号

契 約 者 氏 名
(法人または事業主名) 殿

電 話 番 号

証紙枚数	1日券	枚	1枚当りの販売価額	円	金額						円
	10日券	枚	1枚当りの販売価額	円	金額						円
					合計金額						円

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

発注者名 元請契約の工事番号および工事名

公共
 民間
 その他

契約者記入欄

取扱金庫機関名 日付印

※公共工事を請け負った場合には、発注官庁等から掛金収納書の提出を求められる場合がありますので、大切に管理・保管願います。

(表)

この工事の元請事業主は 建退共に参加しています

工 事 名	発注者名
事業所名	契約者番号

この現場で働く方で雇用主が建退共に参加している場合退職金制度の適用を受けられますので雇用主に確認しましょう。
建退共に未加入の下請事業主は、加入しましょう。
事業主は退職金共済手帳に証紙を貼りましょう。手帳の更新を忘れずに。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建退共 ○○○ 県支部
〒○○○-○○○ ○○県○○○○○○○○○○ ☎○○○(○○)○○○

(裏)

標識（シール）掲示のお願い

① この標識は、建設現場で働く建設業者及び建設労働者の方たちに建設業退職金共済制度に対する意識を高めて頂くために作成したものです。

② この裏紙をはがして、表側の標識を

工事現場の出入口
現場事務所
労働者宿泊施設等

工事現場で働く方たちの見やすい場所に貼り付けて下さい。